

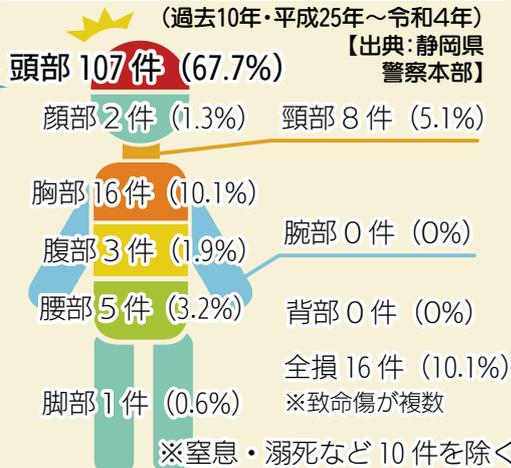
# 大人も 自転車利用時におけるヘルメット着用が努力義務化されます

道路交通法改正により令和5年4月から

☎ 地域協働・安全課 ☎ 983・2651

**死亡事故の約7割は頭部の損傷が原因です**  
自転車事故で亡くなった人の致命傷となった部位は、頭部が約7割を占めています。ヘルメットは、転倒した場合などに頭部への衝撃を軽減する効果があります。大切な命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。

## 自転車事故死者の人身損傷部位



## みんなで守ろう！ 「自転車安全利用五則」

### 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

**原則** 車道の左端側を通行

**例外** 下記の場合は歩道を通行することもできます

- ▶ 「普通自転車歩道通行可」の標識・標示(右図)がある
- ▶ 子ども(13歳未満)、高齢者(70歳以上)、身体の不自由な人が運転している
- ▶ 通行の安全確保のためにやむを得ない(道路工事をしている、交通量が多く道幅が狭いなど)



ただし、すぐに停止できる速度で車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

### 5 ヘルメットを着用 … 令和5年4月1日から、すべての人を対象に努力義務化されます。

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害軽減のために乗車用ヘルメットを着用しましょう。

### 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

原則として車両用信号に従い、「歩行者・自転車専用」と表示された信号機がある場合や、横断歩道を通行する場合は、自転車から降りて歩行者用信号機に従わなければなりません。

▲自転車も一時停止しましょう

### 3 夜間はライトを点灯

安全確認のためのほか、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、必ず点灯しましょう。

### 4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間。飲酒運転は禁止です。

静岡県では**加入が義務**です

## 自転車保険

身近な自転車保険に「TSマーク付帯保険」があります。

**TSマーク付帯保険** 自転車安全整備士が点検確認した自転車に貼られる「TSマーク」についている保険で、点検基準日から1年間有効の賠償責任補償(相手の生命・身体・財産などの補償)、傷害補償(自らの治療費などの補償)がついています。



※自転車につく保険のため、搭乗者は特定しません。

左端に寄って走行しましょう

## 矢羽根型路面表示

自動車道の中には、下の写真のように左端に「矢羽根マーク」が表示されている道路があります。これは、自転車通行空間の1つですが、自転車の専用空間ではありません。できるだけ左端を走るよう心がけましょう。

